

この図は原図の写しであることを証明します。
ただし個人情報に係る部分は除きます。

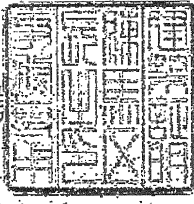
令和6年6月3日 練馬区長 前州 燿典

練建証第43782867144号

【指定年月日】

昭和29年6月14日

第768号



凡例



下水
井戸
生垣
出入

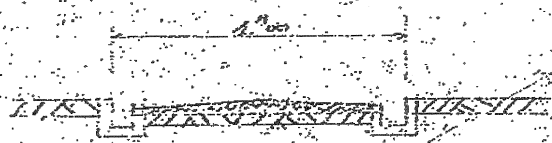
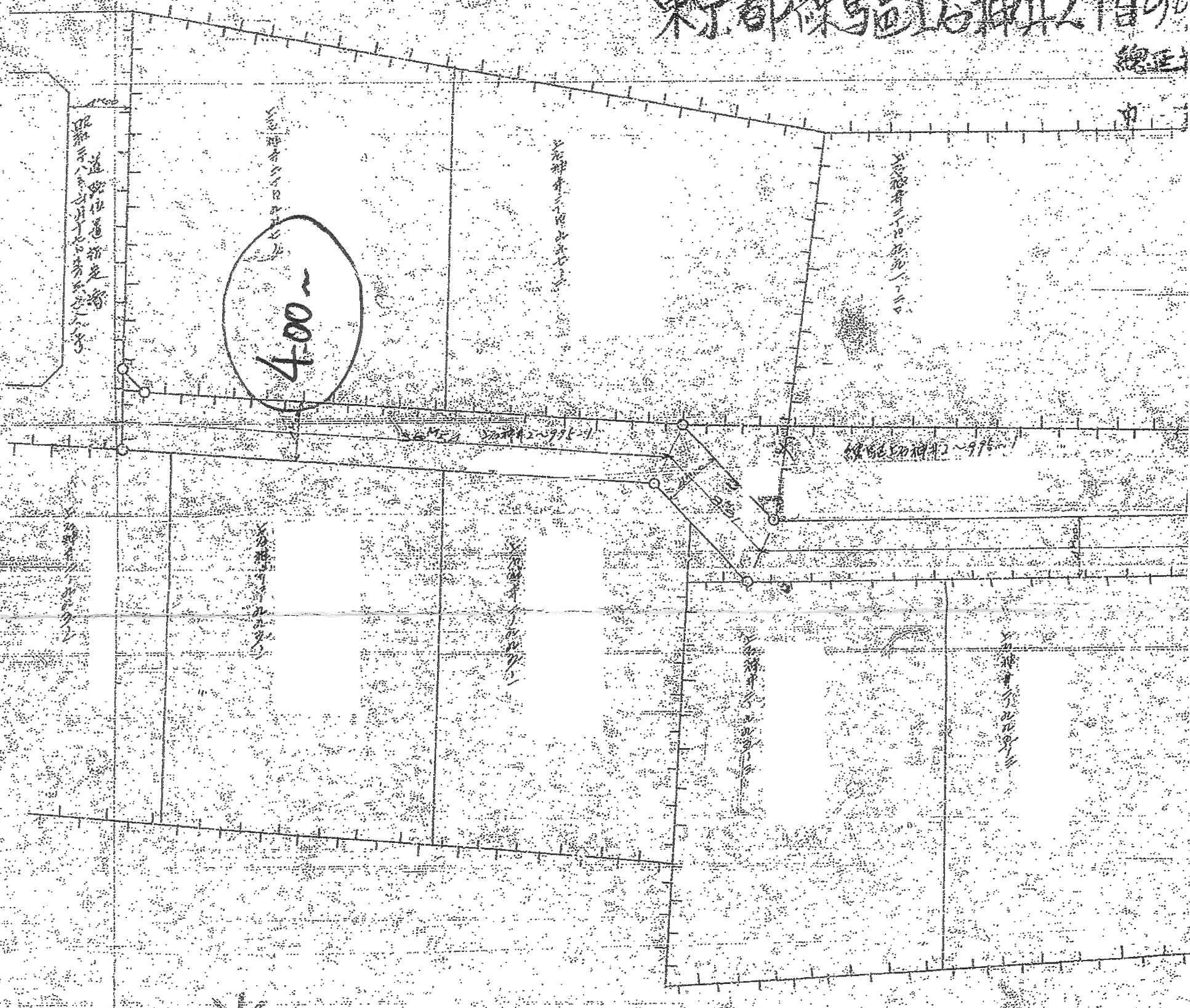
戸
運

予定建築物
(用途を記入のこと)
既存建築物
(用途を記入のこと)

敷地界
地番線界

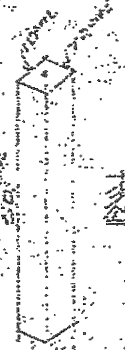
町村界
区郡界
都市計
既在

東京都練馬区神取目90
総正



香取町14

20.1



香取町

花崗岩製の上列の柱

練馬区神取目90
練馬区神取目90
練馬区神取目90

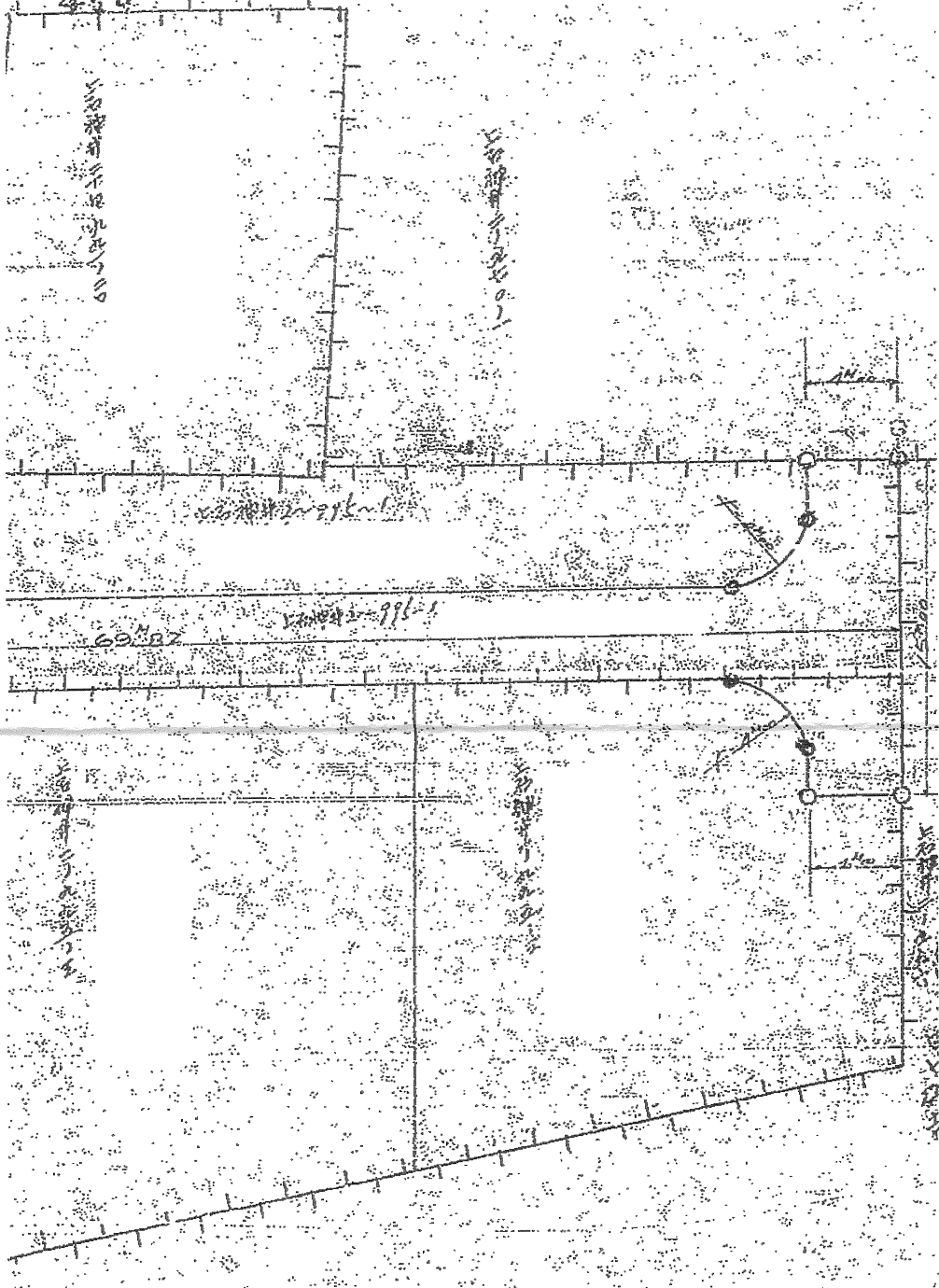
線 指定する道路の位置 廃止される道路の位置
路 指定された道路の位置及び建築線 申請する道路の位置

道路の位置の指定台帳

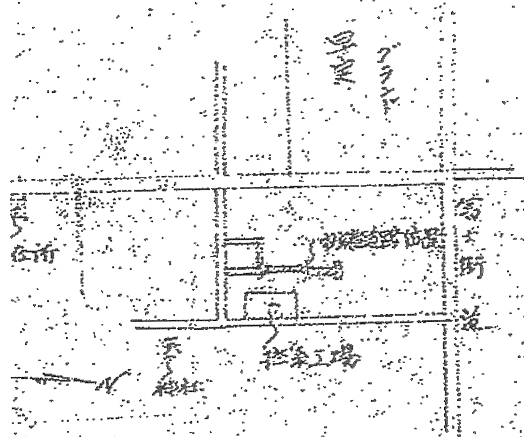
告示年月日	9年 9月 1日
告示番号	第 73号
告建番号	第 600号
指定年月日	9年 月 日
指定番号	第 76号

道路位置指定申請書

新大森百合之一



案内図



区支所地方事務所第 号

注意

一 申請書に添付する図面は、申請書の添付書類として提出しなければならない。但し、申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。

二 申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。但し、申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。

三 申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。但し、申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。

四 申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。但し、申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。

五 申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。但し、申請書の添付書類として提出する図面は、申請書の添付書類として提出するものに限る。